

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、観音寺市高室土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和3年12月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	荻田 弘道	観音寺市高屋町2473番地4	令和3年11月20日